

国民健康保険税の減免手続きの流れ

◎減免手続きの流れ

減免要件の確認を行う



減免事由に応じて提出書類をそろえる



国民健康保険税納税通知書（令和4年度分）にて税額を確認する



国民健康保険税の減免申請書を提出する

◎提出書類

各1部ご提出ください。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

- 国民健康保険税減免申請書
- （死亡の場合）医師の死亡診断書
- （重篤な傷病を負った場合）医師の診断書

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯

- 国民健康保険税減免申請書
- 国民健康保険税の減免にかかる調査票
- 令和4年中収入額申告書
- 令和4年中の収入額が確認できる書類（確定申告書控の写し、源泉徴収票の写しなど）
- 令和3年中の所得額が確認できる書類（確定申告書控の写し、源泉徴収票の写しなど）
- （該当者のみ）廃業・失業を証明する書類
- （該当者のみ）保険金・損害賠償等により補填される金額が確認できる書類

◎お問い合わせ先・提出先

牛久市役所 医療年金課 国保年金グループ

TEL 029-873-2111（内線 1724～1727）

※申請の内容によって、追加書類の提出や、再申請をお願いする場合があります。

【減免の対象外となる例（減収見込みの世帯）】

- 減収した前年所得が0円以下である場合
 - 減収した前年所得金額を乗ずる計算式で減免額を求めるため、減免額が0円となるので減免対象外となります
- 国保加入者で前年所得未申告者がいる場合
 - 申告後（申告により税額が変更となる場合は、税額の変更後）に減免申請してください
- 国保加入者で非自発的失業の保険税の軽減制度に該当するが、申請していない者がいる場合
 - 非自発的失業の保険税の軽減申請後（申請により税額が変更となる場合は、税額の変更後）に減免申請してください

〒300-1292

茨城県牛久市中央3-15-1

牛久市役所 医療年金課 国保年金グループ 行

（国保税減免申請書在中）

←送付する際、こちらを切り取って
封筒にお貼りください